貞丈雜記

十一下

五〇〇番

内閣文庫
和書
第
共
一一四二二號
二一二冊類
一五三函
一七架

太政官文庫
和書門
一一四二二號
二〇八函
一三架
三二冊

禮
判

内閣文庫		
番號	和 11422	
冊數	32 (22)	
函號	153	287

国立公文書館
National Archives of Japan

宮内庁書陵部

一鉄面（カナメン）ハ品々あり面類（メンルイ）ハ新一面ハ面ノ上より面ノ下ノ類ハ鼻ノ下ノ類

明治十二年購求

宮内庁書陵部

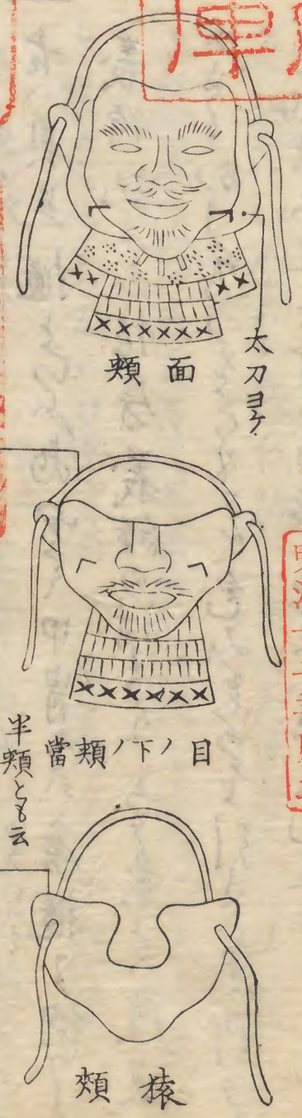

此半類ヲ當テ半首ヲカブレハ面類ト同シヤウニ十九也此半類ノ鼻ヲ取ハナシニナルヤウニシタルモアリ鼻ヲトレハ猿類ニナル也

此猿類ヲ當テ半首テカブレハ其顔ノ躰猿ノ面ノ赤キ所ノゴトク也半首ト類當ハ猿ノ面ノ毛ノ所ノ如シ

一鉄鉢（カナバチ）の事ハ半首（ハツプリ）とハ遠く鉄鉢ハ冑の下ハ冑を不用して鉄鉢ばかりの事也又冑ハ冑を用して鉄鉢ばかりの事也

用し申首ハ頭の申分にて面の道具に同の下の頬面をして申首をかくれバ面頬同前なり

小手ス子アテニクサリカタビラハラアテヲ着テ鉄鉢ヲカブルコトアリ身ヲカルク出立ヘキ時ノコトナリ

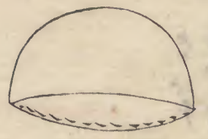

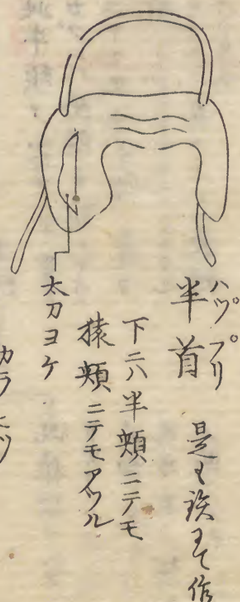

一古ハ具足櫃（グソクビツ）とて甲冑をハ唐櫃（カラヒツ）に納めし

義経記に太佐房義経の討手に上る条に云 鎧腹巻入るかぶとをもて包みまとを引き結ぶの事

を物と云札をすりうち源平盛衰記巻廿三新院崇徳

還御の条に云富士川のもくもくれハ物の具多く捨てし

中に忠清と名書たる唐櫃一合ありこれ平家物語

唐代の美長唐草を唐櫃に入てかくせらるこれ具

足櫃とハ物ハ近代作り出したるなり

一上腹巻（ウハラマキ）下腹巻（シタハラマキ）の事 惣衣水干などの上に着る

上腹巻と云 右の装束の下ハ着ることハ

盛衰記巻廿五 八牧合戦ノ条 兼隆紺の小袖に上腹巻

云々同巻一五節ノ舞ノ条 宗貞ハ常衣の下に萠黄の腹巻

衛府の太刀佩云々同巻十一 静憲入道同巻ノ条 渋団結の事

に菊縅して下腹巻に矢負ふ云々同巻十四 三井寺焼

乗園阿闍梨慶秀ハ下腹巻に衣裳束同巻廿

東鑑巻廿四阿闍梨公暁腹巻ノ上ニ素絹ノ衣ヲ着ス同廿四云東大寺供養之日任右大将軍之御出之例御束帯之下可令着腹巻給云々

立義院条々家貞ハ狩衣の下ハ紺糸威の腹巻を着し
貞文抑下賜者とゝ[illegible]ハあれども
下賜とゝ[illegible]ハ[illegible]あり

一
弦袋 弦巻のふくろを太刀に付る事 古ハ二位以上官の者ハせめて
位ハ従五位下以上官ハ左右兵衛尉 右兵衛尉 左兵衛尉 右兵衛尉
尉のゝ[illegible]ある人ハ[illegible]ふ清涼の官ハ浅位なれ共
ハ出人(クゲビト)ハ[illegible]ふ依て弦袋を[illegible]て左右兵衛尉赤皮
左右番の尉ハ藍皮の弦袋を付る由也 信連子孫
延慶平盛衰記 巻十三 倉立信連戦ノ条 [illegible]又陸奥ハ義家
私に武衡家衡おとと合戦の由を奏聞に依義
光ゆゑ[illegible]の官を辞退して弦袋を解て殿上へ

[illegible]濃ハ奥州へ下向せられ中途にて[illegible]
砥右番の尉長綱[illegible]の時出仕ハ本朝卷の刀を[illegible]
[illegible]太刀を持せらるゝ 叙爵 従五位下[illegible]の後ハ此太刀を弦袋
をかけ[illegible]中太平記[illegible] 本さや巻太刀とゝ[illegible]
本北のまくまてぬくぬきを云

一
脇小旗(コハタ)の事 平治物語 侍所の門軍ノ条云 平家ハ赤もゝ赤もゝ
[illegible]日ハ[illegible]ハ大[illegible]こてこそ
皆もゝ[illegible]白[illegible]小旗といハ後世
さ[illegible]する資旗(セバタ)の事ハ[illegible]ハ神[illegible]の
めくる

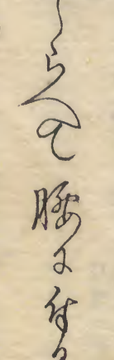

[illegible]こ[illegible]脇ハ[illegible]を云
[illegible]ハ[illegible]方のおもて[illegible]油ハ神[illegible]脇

はハ脇ハ猟をなすに何方よりなりとも敵なきがゆゑなるの
ものなり

一 古代ハ猟も腰巻も胴丸も皆札ハ黒ぬりにて刻札(ワリコザネ)なり
今札(キンザネ)並札(シユザネ)あるハ古あるいハ古きたるも
皆黒ぬりなるハ皆札をとぢるの名ハ皆札をとぢるの
糸ハ革ハ後ハ絹ぬきの色を以て名付るなり
近世ハ札(サネ)の形ハ長く幅ハ狭く板へ色々さまざまぬりて札の
形と札のぬり色とをとぢ糸と糸を合せておどしげ
の名を立て説あり古代ハ無之なり

一 猟の神草ぶり上の方ハ白く下ハ二段紅ハ紫なる萠
黄なるも又ハ何色なるも色を用ゆるなれバ紫(ダン)候萠黄(ダン)候あるく
云ふ名ハ元平治物語盛衰記に外古き軍物語ハ
ハ見えぬれとも古き絵ハ見えたりとも盛衰記ハ
平緒(ヒラオ)平緒ハ太刀を(ヒラオ)帯ふり又鞦(シリカイ)あるハ紫候萠黄候黄櫨(ハジ)
候あるも云名あり皆上ハ白く下ハ紫なるも
何色なるも深くなるを云候の家ハいろどりとなむ家あり
いろ色あるく云ふ因て赤の候を叢濃(スソゴ)と云ふ叢濃(スソゴ)
見る人あり深く候ハ上白く下何色なるも深くなる叢濃(スソゴ)ハ
鞆(トモ)といふ物ハ革にて作りて形ハ鞠ハ似たるなり
緒も作り上古ハ村雨の脇ハ結付るなり見る

弓の弦を腕(ウデ)を防ぐ為の物(トモ)鞆は二ありて
武用の鞆と伊勢神寶の鞆と二ありて武用の鞆は
熊の皮を以て作り毛は裏の方腕を覆ふ而は牛の革を
用ひて紫の組紐を付て又神宝の鞆は鹿の皮
を以て縫て胡粉(ゴフン)をぬりて墨を以て絵を書て
は延喜式と云書よりこれ

光大曰延喜式兵庫寮式曰鞆一枚功一人熊革一條鞆料長九寸廣五寸牛革一條鞆手ノ料長五寸廣二寸鞆袋料紫表緋裏帛各一條長各

上古ハ鞆ヲカラ氏云彼盛高鞆ヲイヅノタカラトヨハ日本記ニアリ又ホンダドヨハ日本記ニアリ

今ノ神宝ハ地ヲ黒クヌリテ巴ヲ白ク銀フンニテカクセ

武用の鞆之図

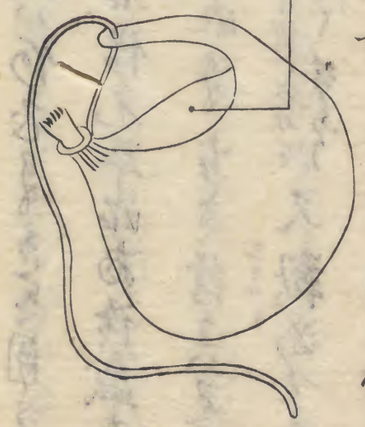

此図左の腕よりあてゝ後ろ中ハ空にして杯あるべきなり

大神宮神寶之鞆之圖

尺六寸深一尺四寸五分 著緒一處用紫草云々 貞丈曰兵庫寮式之鞆是天子御物不塗不畫也大神宮式之鞆是神宝塗以胡粉畫以墨也後代鞆張不存無作鞆者故今神寶檜木以模作其形塗以墨畫文以銀粉其形圖三鞆繪在于両傍彩色黒白與式相反也 以上貞丈翁の鞆考を以補入

貞治五年十二月廿日二条摂政殿良基公中行事歌合射場始歌の事書よりのけし鞆をなすて

一丈一尺三寸廣八寸 縫紫絲二銖録組一條長四丈五尺 ○又大神宮式鞆二十四枚以鹿皮縫之胡紛塗以墨畫之納持麻笥二合径一

弓射るやうは以前知る人も多くあきらめと成り候ひの
ひとや鞠をする能て知る人かゝりあるべし

一 陣羽織（ヂンバオリ）と云物は天文などの比始りし和尚東山殿の時代の
書あるこなハ是元亀室町殿日記ハ云 亀室町日記ハ細名の日記と天文年孫
年中の日記と云室町日記とハ別なり

潘能使者平山手伝と云ふ世に所いふ
ひとあるこは例先日伝紙に馬具大綱鞦系眼
の珍三掛等具足羽織十領下ハ何もなく
合を入させ申ハ諸所可書ハ猶歟未使射ハ
只懸傳ふ

六月十三日

猫林市右衛門尉長高
右之三好修理大夫義長に為つかはす物を胴に送りる状也
具足羽織ハ陣羽織の事なり義長ハ天文永禄の比の人也
中比陣羽織ハ世に用ひしなるべしなり

一 手籠（テボコ）と云物は年盛記義輝記ハ所にハ見えなり
是ハ七の寸法（スヤリ）の長の物なるべし後三年戦の絵ハ寸法の
めくなる物みえなり絵図ハ記すに手籠なるべし

一 近世鎧を作るハ鎧師紙捻をもつて手足の胴の乳
の辺の寸尺を取て是ヲ乳縄と云 手足の胴ハ太くなるゆへ鎧の胴を作
るゆへ久敬長て所ハ新くなるべし是鎧の胴了

古ノ鎧ハ右ノ方合ス其アキマヲフサグ為ニ腸楯ヲ當ル也右ノ方ハアキテアル故大男ニモ小男ニモ身ニ合サルヿナシサレハ古乳縄ト云ヿナシ又古ノ筒丸ハ右ニテ引合スル支ハ今ノ具足ノ如シ然ル胴ノ中ニタツロキ有テクタヒレス今世乳縄ニテ作リタル鎧ハ背モ胴モクツロキナクツマル故大ニハタラキ息キリタル時ハ甚クルシキ也今世新ニ鎧ヲ作ラハクツロキヲ專トシテアツラヘベキヿ也

こうろぎあるして法ある故古作の鎧ハ胴ばかりこうろぎあるなり久安記に有て弟くひもれすなる義にて作らる鎧と古作の鎧とを着くらべて知べし又重代の鎧ハ先祖の鎧を子孫の伝へて着るゆへ古樣なるもの也その人々の乳縄を用ひず別ますなるて作るゆへ胴の内ばかりこうろぎあれ共鎧の胴も合のこと然しく鎧を作るべきあるハ古作の鎧を手本として作らせたるうすきこと義經記に無家の鎧のこと有かもくけこうろぎ也しかる事ハ又太平記に匹懸妙云鎧の引合なる矢たて此頃取出しこうろぎもいろもの胴の

内にこうろぎあるを知べし

古き物語等に弦あるを箙をかけらるる負ひあり又箭を負ふ負ふ云ハ箙を已ざと云て上げて負ひ云ハあるす大兵強力にて矢尺長く引く故箭を負たる神矢尺もくておのこうろぎかしらなる事あること箙ハ高く上げて負へば矢ぬき出すべき物あり

弁慶の七つ道具といふを世よしひ伝へ絵にも殺然ヲ大槌大鋸鉞（マサカリ）棒（ボウ）などまたぎ物などを持て肩負ひ居る神を絵にまたぎ物などを持て肩道具といふ名目ハ義經記の内信吉大物二人所合義經記の内信吉大物二人所合

戦の業を云むさ〜唐ハ口ぎと弓矢を八ものゝ中より四尺二寸ばかりなるつゝのたかきにて岩とをとゝ刀をさゝゐのめ石をゝるまきうちあいう海薤蘇也人海をを松ゝがらりひゝをと云入て身をもふさん指なるものハいちゐの木の梓の一丈二尺有るを小ろぐよりかせて上をひる者ゝるを石づきゝたるを脇ときゝて小舟のゝきゝを兎角とゝ〜見等のるを七寸道具と後よりひゝ〜ハ〜たるものゝ〜有る身ハ有り人毛

一

ゝゝ又いつも考ゝ見ホの形を用ひゝるもなゝ人

冑（カブト）の鍬形（クハイガタ）と云物ハ蓑茹形（クハイガタ）ゝゝ人ゝと云を畧して

ゝハゝゝと云ゝ又ゝ物ハ分て鍬の字を偽り用て出ゝ人を

ゝを用るゝハゝゝと云をかゝ（クハ）と云ゝかゝ指の後ハ

めてゝきゝゝ所ハ用ゝ軍勢を加へ歌をかゝ威勢をかゝふきゝ

数月出ゝきゝゝゝ加指の後ゝとゝゝ

○人ゝゝの業西面の号

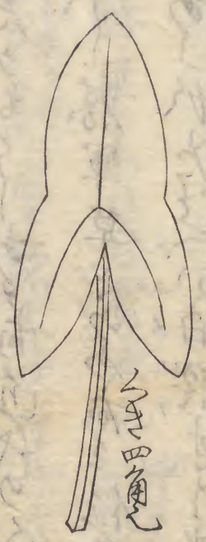

人ゝ四角ゝ

○昆布を　ゝゝゝゝと云ナン福を

勝を卜云ナン手蛇ヲ打ツト百

十ゝ　堅栗ヲ勝ト云ナンテ祝フ

数ニテゝゝゝヲ　かゝゝト百ゝゝ

ゝゝ祝ハゝゝゝゝハ御ものゝの業の形ゝゝゝたゝハ勝軍草

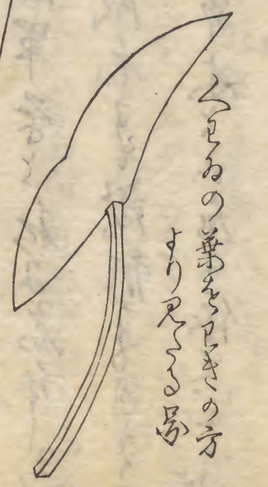

人ゝゝの業をゝきの方より見ゝる号

冑の人ゝ形の図

とゝて瑩(ヲドシ)もあるゝの威あり冑まも人を形ありと云
は説あゆゆゝ元右の説のごとくあるハおもゝゝ此葉の
形を作てくるとのゝさとハ名つけるやゝ名を叫ぶゝ
又おもゝゝのゝを勝軍草と云るゝゝゝ瑩まおゝも
たゝおどゝゝある者ハ武の人勝軍草と和名付ある
〇勝軍草とゝゝ有る依て威毛まも然形まも勇りよハ
あゝ人たゝゝハ白膠(ヌルテ)木を勝軍木と云有る依て軍器ハ
用ゆるハあゝ人軍器ハ用ゆる者ハ勝軍木と云ゝゝ
おゝたゝハ燕尾草と云水草ゝ 澤浮ノ二字ヲ古ヨリおゝたゝハ
用ひ来るハあやまりゝ別のゝ
〇おゝゝゝの葉正面の図〇おゝゝゝの葉脇の方よりゝゝゝ

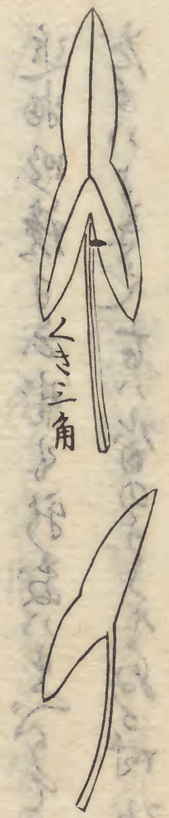

おゝだゝ此葉ハ石ゝゝちゝゝゝゝゝの葉ハひろゝ大きゝ
澤のゝゝゝゝ威ハ此おゝゝ此形をまゝのひゝゝ

一勝軍木ハ白膠(ヌルデ)木也(ハゼウルシ) 勝軍木と云ゝ一名かつの木とも云此木三五倍子
を陽るゝのゝゝゝ聖徳太子守屋を誅伐ゝゝゝゝ白膠木ゝて四天王
の像を作り頂の上ゝ云て戦ゝゝゝ人軍ハ勝敗ひゝゝ
日本紀ハ元元ゝゝ此放を以て軍器ハ白膠木を用ゝ
軍器ハ用ゝ木ゝゝ勝軍木と名付ゝゝ 水流茶
集元亨釈書 古今著聞
ゝゝゝゝゝゝ

馬上沓ノ一名物射沓トモ云
又一名鳧高ト云ト云説アリ流ヘ鳧高ハ別也
図別ニアリ可見合
小笠原長秀記云沓仕立ヤウノ事然ノ皮上品毛ノ方ヲ外ヘナシテ拵ヘシ内ハ鞣ノ沓ニ同シ云〻是毛皮ノ馬上沓也コノ前ノ箇条〻駿馬出来ノ事アリ次ニ武沓ノ事ライヘリ軍陣ノツラヌキノ事ニハアラズ
太平記巻廿二
土岐頼遠御幸ニ逢狼藉ノ条ニ太ク逞シキ馬共ヘ思ヘノ鞍置テ唐笠〻毛沓ハキ色〻ノ小袖ヌギサゲテ〻〻毛沓モ馬上沓也

一馬上沓（クツ）の事

拾笠魚流猪馬尓の附も有るも馬に多く徒あれも必ず沓をもきしに射法秘伝書に云武田家の書沓ハあり〻革にて作り爪先（ツママキ）のひゞを十二とする〻〻（十二トハ非也十三也）黒漆にぬる〻〻地カキ色白キ紋アリ紋定リナシチラシモン也）あげハごあん革にて〻〻大小ハ人〻の器量によ〻〻云〻矢根筋ホ〻に馬に云沓ハ革にて作るあり

たる〻〻たてあげハ沓の外のあるて作るしたてあげの内向のるを云し

精好せいこう又ハたてこのむしろにもする云〻右貞衡の犬伝ニシ

追物口伝に云沓も形あるハきべりて悪〻しかるあしたるハよきに古ハ沓のうらをぬる時砂をふるひあげて

射法秘伝書ニ曰又云沓をぬる時ハたゞうもきてぬる時もたゞうもぬ〻〻又射手方用書に云沓のつゞハとも加るを〻〻も男入道ハ〻〻革いつれも若〻〻ず云〻書忠

閑書に云多賀左衛門書忠の書とも革の沓あるハもれの時ハ〻〻

す墨俣に用〻すてハ犬笠魚の時も子細あり云〻の沓ハ沓の首をたてあけと用〻〻

あり度すて〻〻るを云〻馬上沓〻〻図左のあ〻

沓ノ名所小笠原持長ノ記ニ見タリ

奉公人覚悟記ニ云 色〻結様図の事を記す 皆をめさせ一ト手ヲ皆の
結をたて 扇のうらへよりひて 左皆よりめさせ一ト手
山乗の方ハ持つ ふよりめさせ ハ先〻ひ云〻 真衡云
先の豆袋のごとく結を結ひもち 時 結を豆ヲ巻て巻の
むもひる結のさきを二重ニ結をもきこひて とけぬ
ようにする云〻 真衡丈 掛巻てあけを深草ヲ巻て〻うハ
結をする又云てあけを筒とおもく〻ふめ〻草ヲ巻て
巻るハ結を結きる又云 結ハたて 扇けをかく〻
巻めて 結のはあ〻ひけ巻ようまでハ 結ん結めも
向ふ巻手ニ巻ひ巻ヲ巻 草結ん

一 流鏑馬（ヤブサメ）の討ハ限〻ず 鎌倉時代ハ 扇けをきて〻
手袋と云ひ 東鑑巻十ニ多好（オホ）方好 節序ニ
の時 頼朝より色〻もひけの系を送り 好 貝塚の
中ハ むうもき一 結 扇のうめ〻 て〻〻又むうハき一
結 ちげ 〻〻てかく〻むうもきうめげ〻〻ぬ〻〻
あ〻〻あう

一 町（マチ）〻〻町（マチヨロイ）と云ハ出来合の〻〻 鎧を云 町の字
を用るハ 色〻 侍の字を用〻〻 鎧師の方ハ て 鎧〻〻
を造り 墨て買〻人を待 方出来合〻〻を 胴結
鎧と云 鎧〻〻の〻〻 かぶ〻〻す まちひ〻〻 町

さまざまきあそこいふる職人を欲合るええう吟侍の
このうて紙を合をこしら
一 古き絵る武者の形を画こうる尤は鎧の小手をて右て
弓小手（ユコテ）をきたる物を見ゆるいろ小手はあ次鎧を兜の
神ををこびてくるとよせてこうる鎧を兜の神ばかりのの
絵あり尤は言まうまうとけてこうを右小手をこびてて
左右弓小手のめくるえゆるこうを言まうまうあけてて
新るるなり
一 矢保呂（ヤホロ）の図 古き軍物語をるえる玉佐光信ら
画きし一ノ谷の合戦の絵をえこうるハうるるはうけこうる物

小笠原民部少輔
当流聞書云矢籠
ろのの絵をもも又
ハ絵もてもをこ
度ハ一もこばりえ
但矢の数を絵こ
出サハ矢柄をあて
うひて引合て皆矢
の多こあるるるをこ
を入るし矢筈の方
のうちこれ一尺二寸
斗矢ををの方を
多度ごめ尺筆を
形て絵こきこ小矢
ればを絵てしこる
さ
○小笠原元長文明
十八年ノ記されし
随兵日記をこるる
ろの色ハ紅をえぎ
内白くるる又ハ白系
えをもまこ但う
つたれこ我家のを
んきなのおまえ識

射〻〻回矢ヨカサ
て羽の西りは二フ
引すやうを〻ちく
おそ射へ〻〻恕て矢
わろをつ〻日す矢
を抜出〻かくき恒
矢俄こう〻真丈
抽るよ修矢日記弟
百清同吉ホの熱
うろボのムは矢わろ
うけたりまてハあく
しんこ服よりりく〻
○西行物語後考物
宝抽よ矢わろをの
けしえをり

ウツボノード也

右二ツノ図一ノ谷合戦
ノ繪ニ見タリ土佐光信
ノ古画十リ

此圖結城合
戰ノ画ニ見タリ
土佐ノ古画也名
乗詳ナラス

家ノ傳来の矢保侶之圖　長サ四尺三寸　絹三幅ヲ用

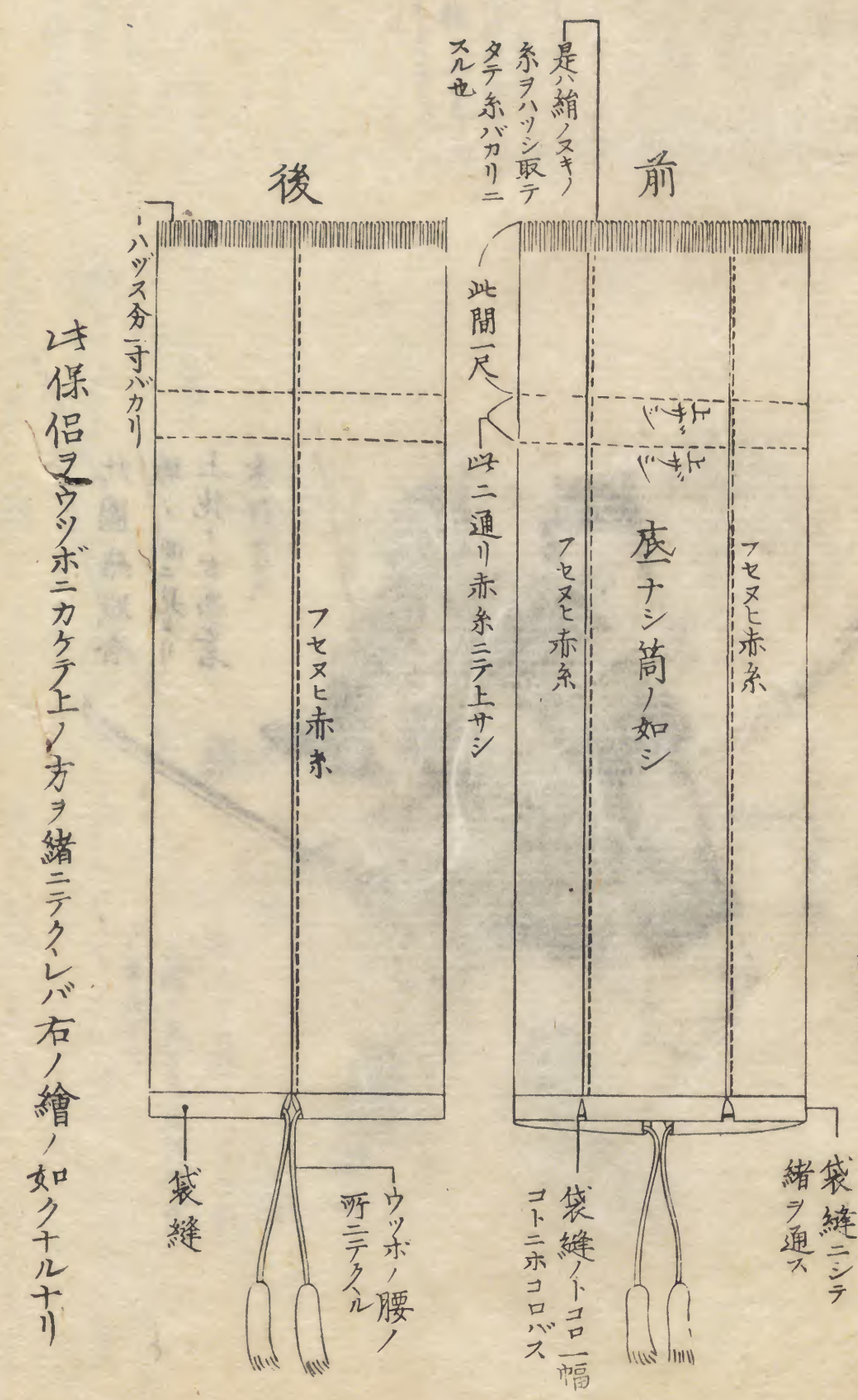

保侶ヲウツボニカケテ上ノ方ヲ緒ニテクレバ右ノ繪ノ如クナルナリ

右の図は拾遺抄等に云うる不の根本かやどばうをうつぼとて作るこれすなわちはあるまじく筋おこなどもあるべきようなる矢ぐるまをうるをやうに人こるるなる矢をさしたるを人す新せぞ矢を射るくしうるを為せどうたるる昔の人の故実にて遠代のうつぼのこと作りかてをこの草紙うけ為るこそれすりうるはは何年をかぐべきるさぶまらさるこそ此説のかくあるハうれ不ハ古代かまで年ありしを矢のるを矢をかくさんこうるる矢布ろをかけしうる百雪あるよぬとて百ふぬ人よ矢布ろの

代りて結を解始めて[illegible]ありて[illegible]の作法[illegible]
[illegible]の結のめくりよいあるべし[illegible]
[illegible]ハ右の渡り能く合う結を前のめり結て
[illegible]袋結して結を[illegible]
[illegible]との[illegible]結をしめて上の方を指とバ右の圓のめり
[illegible]の作法ハ古作[illegible]右の結[illegible]

一 大臣の大將 左右大臣内大臣ホニテ左右近衛大將ヲ兼タルナリ 蹀腹巻ハ着[illegible]
事ハ鎧巻ハ四ハ大[illegible]供粮三日 任右大將軍ハ出ス例
[illegible]帯ニ下可[illegible]巻腹巻給云々仲章胡臣申云昇
大臣大將之人未有其式云々仍被止云々是実胡ハ右大

臣拜賀ノ者 拜賀トハ官位ノ礼ヲ禁裏エヤ上ルヲ云 鶴岡八幡ヲ禁裏ニナソラヘテ参玉ヒシナリ 鶴岡八幡
宮ハ[illegible]ひ[illegible]所の[illegible]右大將頼朝ハ大臣よりあるべき
右東帯の下に腹巻を[illegible]
[illegible]の下ハ腹巻着[illegible]
乱世軍陣ハ[illegible]ハ天子モ大臣モ蹀腹巻ハ[illegible]平日行
儀ハ[illegible]ハ大臣[illegible]ハ用心の為ハ蹀腹巻ハ[illegible]自分兵具ハ[illegible]
事ハ[illegible]
[illegible]

一 かぶとの緒の[illegible]の結ハ[illegible]蹀の上帯をかぶとの
結ぶ[illegible]古き書ハ曽て[illegible]近代[illegible]
[illegible]古き書ハ[illegible]の弦蹀の上帯と[illegible]
[illegible]近代の人の書[illegible]

一儀伏儀刀あぐ〳〵云事禁裏より伏ハ威儀の儀にて
人おどしの事伏ハ兵具の事威儀の事ハ用る兵具ハ
実用云事なるゆへおどしにて形ばかり作りたる物儀刀
と云もあるなり刀の形ばかり作りたる事大刀
一腹当ハ雑兵の着る事太平記巻六関東の大勢上洛ノ条云ふ小手ハ
腹当して法具足着る中間五百余人二ツ引を引て
是ハ出崎四郎左衛門尉ら中間の出立をいかに盛衰記
ハ弓射る者ハ胄を着ずれ
腹当腹巻筒丸を着用
今ハ登ろうに腹懸ぬ射手の兵士ハ同丸腹当帽子
胄にて楯より左を流れ
て云〳〵

腹当ら図

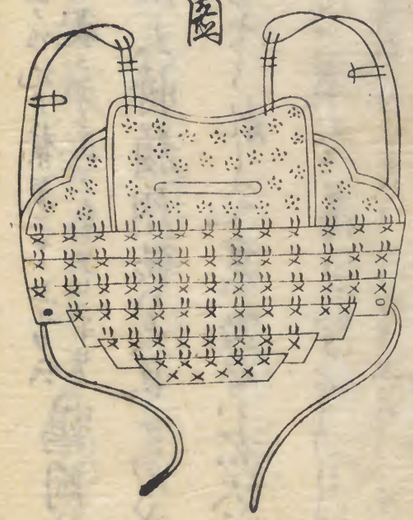

今川大草紙云錦ハ旗ノハ名官ノ人ミサス（カラス）
○太平記巻十二筑紫合戦ノ条云
遠侍を見るに
蟬本白く赤る
者何の旗竿
ありされハ云て
紅の上より錦の
ハ旗を踏くるる
とかた〳〵ら実
あり〳〵と思ハ江
旗竿をして錦の
ハ旗を踏くるを
指量〳〵るるて
ハ旗竿の板敷
あるるを見て
蟬本白く赤る
ハ白革にて色を
ちるあり〳〵

一天子の御旗ハ錦にて日月を付らるる事上古の事ハ曽て
云ず後醍醐天皇の北條お撰入道高時を征罰
あひ〳〵より始まる〳〵太平記巻三笠置軍の条〳〵城の
中をきろと云ありけれハ錦の御旗に日月を金張して
出て付〳〵の白日はかゝやきて光を海りたるかの又
同巻大塔の宮熊野日月を金張して付る錦の御旗を
革敷の云日月をくでき付られ毛木の矢をこれハ御旗
付られる日の御旗月の御旗ハ
別にてハあきなり
一近世ハ禮を重て太刀をもうず歩刀と也脇差をさすを
以成り太の歩刀脇差さする革にて脇当とゝ物を

作り結を付て上帯の上より引回して腰に結ぶ是腰巾といふ
物の長サ七寸斗廣サ三寸斗より飯びの形にして中より十文字
に細き革にて是をつゝみ二つにして是をふへ打刀脇指を通
して是を以外をこの作り拵あり太腰巾と云物は昔
世にありしの人古は太刀を帯て居て有て用ゆるさやまき
の刀は上帯にさしたるゝ室町度の時代のこと有てと云
拵なり是は引廻の作り結を付て腰に巻の事なり旅行
あるに用ひあり

一 袴下の裝束は先大口を穿て其上に袴下の腰の
ひきて是を入れ括て袴下を穿て袴の腰を取

上て腰に結ぶ古は袴の腰に大口を穿ぬきて
又上は袴を穿て下は袴をはずに大口ばかりをはく事も有
〻太平記の巻六関東の合戦上洛の事我身は生死は傾傾の
袴を穿は好の大口を張り紫もてこの袴は白絹の
五枚貫は八龍を合て縫て結を猫背なるを猫背と云
又同書巻二師賢登山の事年十五六斗なる小児の悔左近将監
髪は唐輪に上てゆるの麹塵の筒丸は大口のそばを言
取て云〻大口のそばは袴下は大口斗もきて
袴は略〻

一 冑の内は元服を加へて袴の下は丈を長せば

して下まんこゝを言て理を兵せるゐ所ゐハ信長秀
吉の法りの風俗如〳〵古ハ軍中ゐも礼儀を乱さず裃
服を用ひて名乗り出ゐ出ゐを名〳〵信長秀吉の比
まりして只あゐ簡易(カンイ)すてゝ武用を尚ぶ(ムネ)ゐ人
名国出ゐ出ゐ名ハ名目の物とも捨て用ざり来て
一近代世ゐ軍者(グンシヤ)といふものゐ出て君流儀を立て利方(リカタ)
と名付て古より伝り来る軍法ハ悪しの巧を加へて高
を改て新作を出ゐ軍法の形を古と大ゐ違ひて故実
を元失ゐるあり上古より伝りし軍器ハ上古ゐ軍
陣ゐ用ひ来て利方ゐ物とも也近代太平の治世ゐ

利方ハ古実ノ内ニ備テアリ古人戦場ニ用ヒ則レタル古器ヲタヅネテ其制作ヲ知ルヤウサレハ古実ハ利方ナリ

世れ出ゐ軍法ハ戦場ゐ出て名ゐ出ゐ
ゐの上ゐ座推量を以て巧ゐ出ゐ利方道具ハ出ゐ
場ゐ除ていいゐ〳〵きや心ゐ〳〵

一笠(カサ)ゐ〳〵と云ハ元来冑ゐ付ゐ検(シルシ)ゐ物笠ゐ〳〵と云ひ
ゐ〳〵振ゐハ笠験と云ハ出て物ゐ名ゐ〳〵ゐ名ゐいひ
て神ゐ付ゐゐかさゐ〳〵と云ひ〳〵太平記巻八主上自ラ令修二金剛法験一事
笠ゐなてハ国古付ゐ名ゐ〳〵て自須を一尺ゐ切て風と
いふゐ字を書て禮の神ゐ付ゐ名ゐ〳〵ゐ又太平記
ゐ衣裳ハ富貴の笠ゐ〳〵と名ゐ何ゐ時ゐ名〳〵
のゐ名いひゐ〳〵

太平記巻十三筑紫合戦の事ニ一首の詠ゐ笠ゐ付ゐて高ゐ〳〵ゐ名ゐ盛衰記巻廿四ニ印方の笠ゐ付ゐハ者ゐ松ゐを甲の神ゐさ〳〵ゐ名ゐの神ゐ付ゐ名ゐ〳〵て云〳〵ゐ雑考九ニ冑後笠験〳〵アリ

一鎧の胴は草摺をすくる糸の糸をゆるぎの糸と云ふ
きの糸の糸を糸を不用して一枚革にて草摺を胴へ形付
しるを蝙蝠付と云ふ蝙蝠の翅は羽毛あつて接ぎ
ある故糸の毛引ありて革にてつゞひをたるをかくもう
けと云ふ

一獅子頭の冑と云ふは冑のまびさを獅子の面にして
らをたるを云ふ獅子の面を横平くはびさ一面に作り
しるし義家朝臣の像大塔宮の像の古画をもうつ

一龍頭の冑と云ふは冑の先に龍の頭を作りうつし古き画
ともにもうつり兎弾正惟久うつる後三年合戦の絵に義

家朝臣の冑は冑の天辺の上に龍を巻てる形を画
きうつしうれは龍の頭ばかりあるを頭尾胴四足
ともに備て龍の全体をうつしたる形を是は龍沢の冑と云
面にうつし源氏の種の八龍と云種をそひて一具ある冑の形
を右のきしあるを八龍といふ種は八龍の全名をハツ
種は步うるあるを云伝へる

一甲の字よろひをよむを冑の字かぶとをよむを冑の字よろひを
源平盛衰記にはよい甲の字かぶと冑の字よろひを
今世俗皆右のぬし字の風ひ遠ひを東鑑は甲の字を
よろひ冑の字は加賀と用たる是本訓を東鑑の用方
よきを武士として武具の名字を部ひして字遣ふるは口

をぼえる

一世べて武具ハ弓矢の力量より也小く短く軽きを勇多
古人の教へ大く長く重きハ甚害有り建久二年辛亥八
月一日頼朝卿の仰せ有て酒宴の所物語の次ニ大庭平
太景能云ル保元の合戦の事を語りて云勇士の用意
せ(き)物ハ武具也弦中絡の用(き)物ハ弓箭のすえ也
然西ハ所ハ吾妻ニ成双の弓矢の達者也弦を弓箭
のすぢを素せるを云滑(ガイブン)ぶ弓ハ過ぐる所滑ぶるとハ弦
弓の力量ぶるを
弦ハ大炊ハ門河原ニ於て景能ハ八男の八男トハ能西ハ所ヲ云弓を
ハ達ぶハ男弓をひんと張ル景能潛ニ此言葉を聞て

黄宝ハ八郎を云 然西ハ所ハ西ハ所の名騎馬の射手聊心ニ任せる所
然西の人ハ不達者也 景能ハ東国ニ於て馬ニ別れ乗れハ八男ハ
書(テ)ある馳廻る時絡(ノト)を遠しぶり八男ハ弓の下(モト)を
越ニ及て弓の下を越とハ書ある景能を射ること
弓の本末を敷の上を越して馬を射る事 射ハ中る
き矢ハ膝ニ中りぶ所実ニ及ぶハ忽ニ命を失ふ所
勇士ハ兵孫馬ニ達ぶ(し云)弓を箭量より也
射ること弓を敷の上を
越時男ぶ有ぶ射様 右東鑑奏上ニ元ぶり又建仁
三年十月十五日実朝の代ニ 叡山の衆徒の蜂起する金子山の
城を攻られ同官軍三百人悪徒の為ニ討死ぶり重綱ハ佐々木四郎
ぶ佐々木太郎重綱も討死ぶり重綱ハ佐々木四郎

左情門言綱ら子之彼の軍の義ハ言綱入道うい氏ら
勇士の殘場ハ赴くい兵具を以て先とす　甲冑ハ薄く
堅く弓箭ハ短く小きを用ゐ　毛利元就実ら能中山上
坂本辺のことき出立の合戦の時ハ討死をする〳〵能ら
重綱ら甲冑甚重く弓箭大きして互ハ相應せ更ハ
死を免る〳〵ことに立ち果て手負ハ遺ハす討死をし
たりとは言ふ東鑑考ハ上元ら古者ハ
人の出陣を記したる実録之信ぜ〳〵ハ太刀ハ刀
も短く短きを用ゐ〳〵長く重きを用ゐ力強〳〵して
長く重きを振廻ふ自由なる能ハ先為るとも一対二時

以上も久〳〵時を稼〳〵働ハ為ても必力よりも
脆ハ〳〵ことを対する如て始て長く重きの害を知〳〵
金胴（カナドウ）又袂胴（ツミトウ）又裏胴（ウラドウ）白胴（シロドウ）又裏胴（ウラドウ）のなり金胴と云物ハ鎧ハ非ず
服装ハ非ず又胴丸ハ犯す鉄ハ胴ぬり札を接ハ
赤の色て赫たるを云ふ（草ぬりもあり神もあり色
あり）草ぬりもあり神もあり色
をかぶとうと云ふ漆ぬりて始て又ハ金胴を陸ハ縛ハ
包ハを包胴と云ふ金胴包胴ハ勇士強勢の士鎧の為
ハ〳〵ものゝ又金胴ハ草ぬりも神もあり胴もうあり
かゝ胴と云ふ太平記ハ畑六郎左衛門金胴の上ハ大威鎧
の表用ゐ〳〵ら〳〵ものを草摺ハ長下し〳〵と云ふ又用ゐ

高館草子ハ四枚かぶとうひつしき表ハ切ふて云し四ひらかぶとうと云ハ後の者ハ四枚ハて四枚ハつきかぶとうと云ふ草ぬりもつきかぶとうとハこれ金胴の上ハ表ハ鎧の引ハき表ハ
を云ふ金胴ハ表ハ
又用ゐる兵者
ハ表ハ
某ら死番ハ
てゆとゆもあ

もゆでいへつる入てくろうねの厚さ并ぶまき〻とせたる桶の如く胴と名付て刀さすりまて甚たり名外の花威の鎧筒丸三領重ねきつくと云々桶皮胴ハ三領の下にきたる桶皮胴ハ鉄の手のべにて桶のめし是も袖革まりあく胴斗也近世袖革揃を付て鎧に拵て桶皮胴の鎧ト云也

和田新発意（シンボチ）金胴の上に大鎧きて云々又明徳軍記に一色
左京大夫ハ萌黄の緞子にて包たる金胴に白糸の鎧
つゞりたるを二領重ねて甚勝れたり 金胴ハ上に同の外也 又太平記に
矢関将監が胴をくさり通して射ぬかれて云々物語り
ぬ今ハ皆金胴ハ鎧の胴を鉄の手のべにして神でも筆走り
も何れ物と思ふハ非也又包胴と云も鎧の胴を包むる事
なるをおもふハ非也式正の鎧ハ茶のきを染革にて包む
後ハ包まず其の方を染革にて包むを弦走りと云也
是ハ包胴とハ別の事也 弦走あるをもて包胴と思ふハ甚
あやまりなり

一 武具に糊（ノリ）をつくる事には白芨（ビャクギウ）を糊にして用ひてねりて
付るべし能続まる物也 白芨の糊ハ虫生ずる事無し
米又ハ麦の糊ハ虫生じて悪し 白芨ハ薬店にあり 薬研
にておろし糊にしてねるべし 此事弓矢の類に記
一 古の本式の鎧ハ袖も揃ハいふに及ばず 革又ハ糸を以て毛
引に威たる事ハ札（サネ）の重なりたるを一段とくにあげまき
にして身のもとふさきに随て海老（エビ）の腰のつがひのごとくに
伸（ノ）び縮（チヾ）みあらせんが為也 今の世の具足のごとく裏を革
にて張りて堅くぬり固（カタ）めて伸縮なきハ身のはたらきの
為に悪し かるが故に 又革糸なとにて綴じる也ひあるまじき事也

一鎧の逆板（サカイタ）の事　古ノ本式ノ鎧ニハ逆板アリ今ノ具足ニハ逆板ナシ　鎧の背の上の方は
横は廣サ三寸斗の透間あり是の背をかゝる時の
くつろぎのためあぐぎは片ぐのひきこてらくくと云透
間の所を逆板の所の方より下の鎧の札へうけて草摺のひきき
の糸のめくる毛引はすると云所あぐ所背を出る方に
透間なくう背をのむれば透間出来る云透背の糸の
所を能く所を上より逆板をあてくおろし逆板をあげ
ずきを付る所は逆板の かゝくもを上らぬ所ありよ
出るものゝされバあけずきの紐ハたくして是も付
へあけずきを付斗は付ると心得るハ非なり

岡本記三文具足かぶとひもの事をのるに付れもゆ函或元ハかぎハ長とも桂系ハ口伝ありトスるの口伝と云ハ桂系の事なるべし

一軍陣の時着用せる衣服ハ熊の毛の羅の如く織羅の内を色む織くさ革をもて
ぐ紋
とうとし 胄のうけぶくろ小手を用るの事ハ長ハ桂沼ハ血を吸ひ出すあく手袋を
負る時ハ血もくさてとぬくに仍る桂沼深の布を用るの
あるれと古老の伝説に又桂沼を引るる布ハ多く出来
して出合て損し易し仍れるも桂沼ハ武器ハ甚悪き
ぬく漆ぬりの布袋を用へきに下地まうるまて
ぬり上るのよきに仍為なるし
一鉢巻 北畠家記に明応三年宗相記を引云軍陣もち
巻の事赤色ハ大将なるに付るべきなり乃ち播州名

しるかゆるを仕る事色も同色のもち巻をぬひ下するる後
すてまむすひ也もぬく又隨兵日記小笠原元忠記文明十八年記もち巻の
色紅白上帯の色も同色なるへし次ハ長くも白くもす
へし 惣るもち巻の寸法主人の頭ハ可用
一小具足 出立 北畠家記云小具足出立と云ハ白かぶとを着上ハかきぬけ右ハ右ハふ手
をきしのごとをして太刀をもきもち巻をしゆし
一けさ袴 袴の事 古図書ハ云けさ袴ハ袴ハ四幅ハ袴の
るに云世けさ袴ハ一名すそをとを又
ぬこ云袴と云四幅袴と云ハ遠てるなし
一被布 その事 裝束の部 事記

一鎧の威毛（オドシゲ）といふ物の始り様あるも後世迄語る大角記保胤といひし博士人の文のよしあを詳判をかけるを見るに中は匡衡の文を詳して云（曰）こと初る云匡衡（様）うせうい（武士）毛の（緋）のけの（草）ものゝ（緋威）ひをとし（駒）とうい（足疾）きて（乗）えふ（緋）ぬこ（駒）の（足）あ（疾）ときるのりて（乗）あふさかのせきを（相坂関）こゆる（越）はけしきありとそかけるとく係胤は一條院の比代の人と見を以て考るに一條院の比代既に緋威あること見あり紫威の名とも始れは威毛の名とも始は詳ふ（又古ノ文ニテ緋威ハ草威ナルコトヲモ知ルヘシ）

一板三年合戦絵の中に瑞の神輦擔上の板は白くて次に次に紫又毛次中紫毛次本紫毛どりこれは紫縅（ダシ）といふ物と威毛（オドシゲ）に紫縅といふ名は古物語にはえ元ねと毛縅の毛とり紫縅と朱帯の時太刀をもくに平緒（ヒラオ）といふ帯をいとまくと毛平緒に紫縅あり地も白くして端をうす紫より次身に赤どりて深うと紫に限る事 棟縅（アヲヒダン） 檻縅（バヂダン） 等なり皆地は白きと太の絵の色どりも紫縅くと紫もてこれは物まもてこは初ようす紫まて次身にこくする縅は初白くして次ようす色次にさきと白地あるは縅

一今川家の笠験（カサジルシ）あるところ此頃光大日あるをその頃は老子三
一つぶ袖ハ上のすつ不して細き布つ不袖と云畫袖と書
畫の字ハ俗ノ字ハ本ハ窄袖也

窄袖（ツボソデ）之図

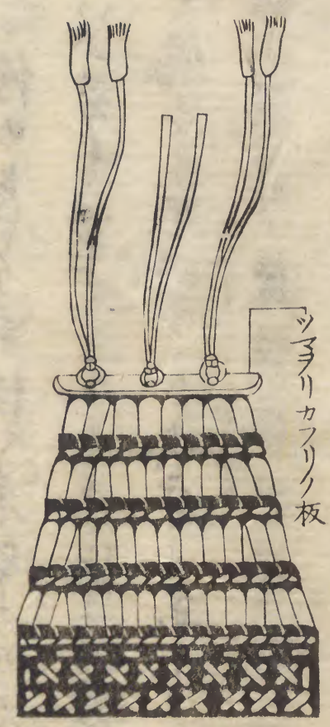

表ノ方（折作ル）

上つぶそ
下廣し

一禮の札（サネ）ハ割小札ハ本之割小札ハいとあ草を札を二ツ作り
て編み連ぬる之或ハ巻きさしうねを札を作りて草の札と
一枚ますせるすを札を子（コガ）孫と云古書ることゞ多ますぜる禮

○表

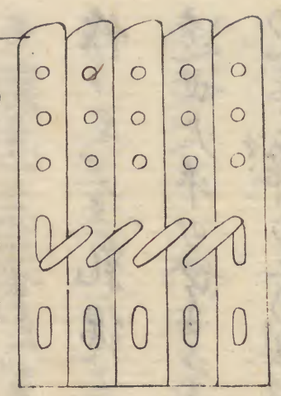

○貞丈翁ハ細キ鉄ヲ緯ニ入テ小札ヲ
編ムト云レタレ氏鉄ノヌキヲ入タル小
札ニアガキナクテアシ、古代ノ小札
何レモ緯ヲ入タルハ無之此図ハ光大
補正シテ記ス也

○表

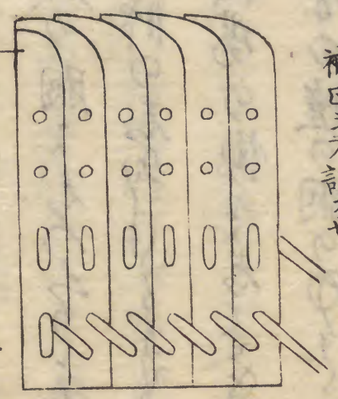

一ツ小札ハ割小札ハ一枚ますして堅ようの筋をなて
別小札をなてあゝ初る称ハ是ハてゝ

雜記十

実ハ一枚ニ小札ヲ一枚ヅヽ付タル故ニ綴小札ト云所以アリ
近代ノ鎧皆是ニ
一 乳縄ノ事 近世鎧ヲ新ニ作ル鎧師紙撚ヲ
ノ乳廻リノ寸尺ヲ定メ人ノ胴ニ当テ作ル是ヲ乳縄ト云是鎧師ノ志ニ
近世太平ノ世ニ生レ出テ戦場ノ働ヲ志ス事ニ
ノ業席ノ上ノ料簡ニテ昔ノ鎧ノ胴ノ
きあるを見て是ハ為ニ成ル事ニ
思ひ誤テ為ル事ニ非ス
武道ヲ知ラヌ者カラ
思ひて乳縄ヲ思ひ
いかゞ
一 近世ノ具足ノ胴ハ最上胴ト云ハ
浜ヲ
一 毋衣ノ事 三代実録巻七清和天皇貞観十二年庚寅三
月十六日戊辰ノ記ニ云従五位下行対馬守小野朝臣春風
進起請二事其一曰軍旅之備唐在外冑外冑猛ト雖ト
以保侶望清逢造調布保侶衣千領以備不虞小野春風
守也起請ト云ハ願ヒ書也軍旅ハイクサ也介冑ハヨロヒ也調布ハツキヌノト
ヨミテ百姓ヨリ年貢ニ上ル布也千領ト領ノ字付ルハ保侶モ身ニ着ル
モノナレバ衣ニ准シテ幾領ト云也領ハエリ也不虞ハ思カケズ不意ノ
事ヲ云此起請ノ意ハスベテ軍ノ支度ヲ設ル支ハ甲冑ニ在リタ

ト〳〵ハ甲冑ハウスシトモ保侶ヲ以テ甲冑ノ助トス〳〵シ保侶ヲ以テ甲冑ヲ助ルワケハ保侶ハ布ニテ作ル物ニテヤワラカニヒラメク故此ホロニテ矢ヲ受ケ止レハ矢ノ強キ勢ヲヌケテ甲冑ヲ射ヌクヿナヲヌ故ホロヲカフリテ矢ヲ防ゲバ甲冑ノ助トナルナリソレ故百姓ヨリ年貢ニ納ル布ヲ以テ保侶衣千領ヲ作リ置テ新羅百濟高麗等ノ国ヨリ不意ニ押寄モ来ル時ノ用意ノタメニ仕リタキト願ヒ申シタルナリ

詔従之

以太宰府庫布造充之

詔ハ天子ノ仰也従之トハ春風カ申上タル旨ニマカセラレタル也太宰府ハ筑前国ニアル役屋敷ニテ異国ヨリ攻メ来ル軍ヲ防クヘキ為ニ建置ル〻役屋鋪也造充之トハ太宰府ノ庫ニ納メ置タル布ヲ取出シテ保侶衣千領ヲ造リテ不意ノ用意ノ為ニセヨト春風ニ渡下サレシ也

○擡嚢抄 天文元年壬辰二月三日釈氏其比丘ノ増補シタル書増補以前ノ本書ハ観勝寺行誉ノ作ナリ

云孩児在母胎内時戴胞衣以防諸毒也亦武士臨戦場時被縅以防敵矢盗是胞衣消毒喻之以此義母衣共書トソ申侍ル若也

○下学集 文安元年甲子東山ノ釈門ノ作

云孩児在母胎時頭戴胞衣以防諸毒也今武士臨戦場時戴縅

古ハ矢軍ナリシ故母衣ヲ用タリ後代鉄炮渡リテ矢軍ハナキ故母衣スタレテ用ヒ方ヲモ知ラスヤウニナリタルナリ

以向敵盗喻胞衣防毒也 被縅トアルモ戴縅トアルモ同ハ遠トモ意ハ同シ事也

○真丈云右之代賞禄擡嚢抄下学集等ノ文ヲ以古代ハ母衣ヲ被テ矢ヲ防キシ事ヲ知ルヘシ後代ニ至テハ用ヒ方ヲ知ラズシテ籠ナトヲ包テ差物(サシモノ)トナシ籠ヲ包ムユヘ徒ヲ呼〻ニ多ク付タルヘ古代ニ違ヘリ或ハ母衣ヲカクレハ災難ヲ免ルナド〻云テマシナヒ物ノ如クニ思ヒ或ハタ〻武衣ノ飾リニ用ル事ナド〻云フハ皆敵変ヲ知ラザル力故ニ母衣ノ矢ノ防ト云フ事ヲハ真丈始テ考得タリ古書ヲ叶ヘリ

○光大曰真丈翁の家は伝られうる保侶の物を蔵る書あり其物地ハ鐵色ノ生絹(スヾシ)を練(チリ)タルモ人ノ好任(マカス)スベン唐物ハ沖免ニテ用ル 唐物トハ唐ヨリ渡リ来タル絞衣紋羅ナドノ類ヲ云御免トハ將

軍家ノ御兜ヲ云 長サ五尺八寸五幅（イツノ）ノ大小ニ随フ如ク或ハ三幅（ミツノ）ノ人ノ大小ニ随フ如ク或ハ五幅（イツノ）ノ竪ノ両端一寸二分緯糸（ヌキイト）ヲ接去テ経糸（タテイト）ヲ残シテ總（ふさ）ノ如クニスヒダヲ取ル事 両方ニテ十重一方ニ五重ノ端ヨリ一尺二寸退テ其ヒダノ如ク組緒ニテ三寸計リ間ヲ隔テ千ドリカケニ刺（サ）シ縫フ両方トモニトメ組ム也 両方共ニトメ組ムトハ左カラ一節右カラモ一節互ニ刺シテ千ドリカケヲスル故弦ノ端ニ節アリ其ニ節ヲ合組ム 糸ノ色人ノ好ニ任スベシ

紫ハ憚ルベシ 千ドリカケニサシタル弦ノ間ニ別ノ組弦（クミヲ）ヲ貫通シテ両方ニテ結フベシ 弦ノ端ニ總ヲ付ル家ノ役付ル ニハ千ドリカケノ外ノ方ニ付ルベシ 左ニ図ヲアラハス

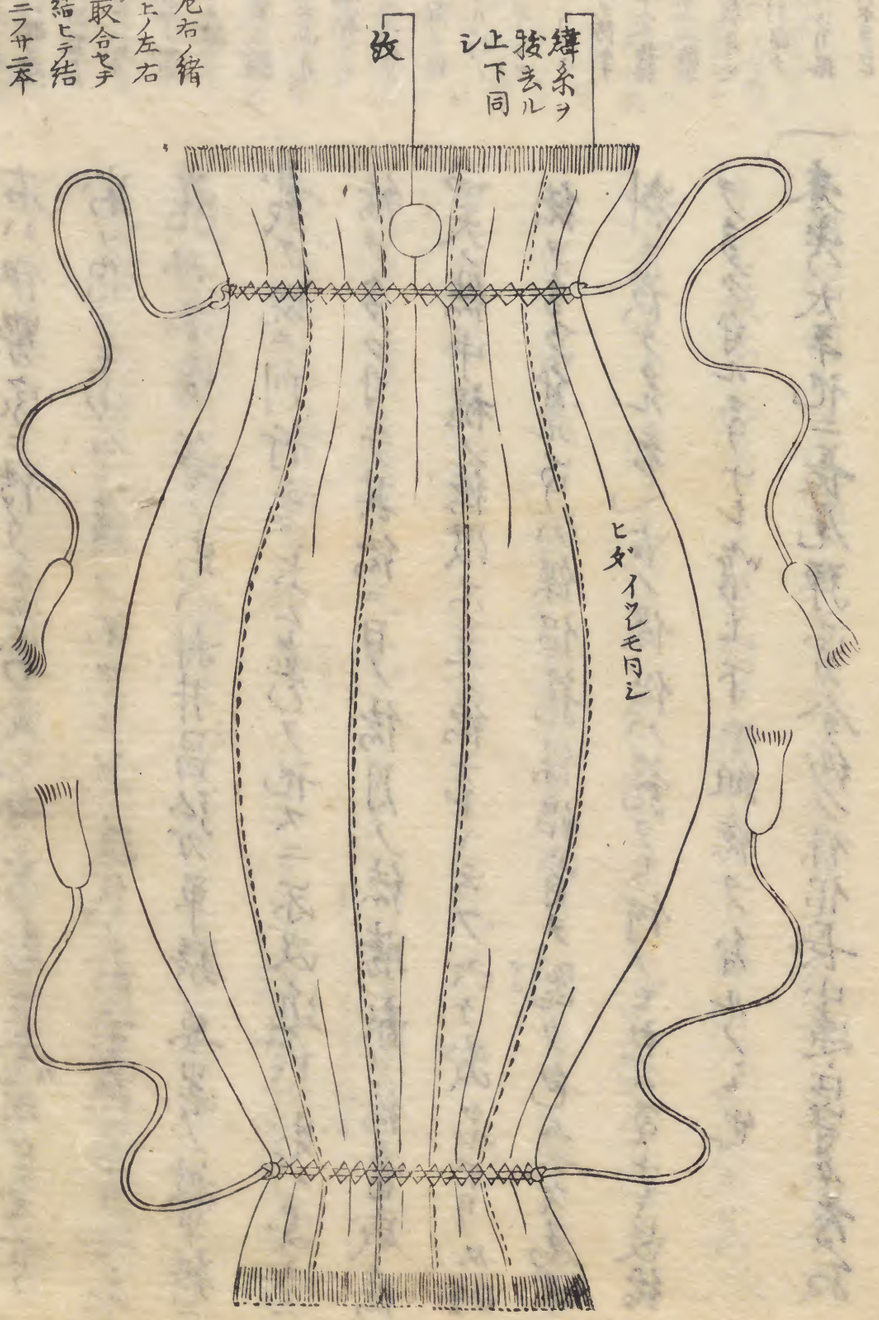

光大曰ク左右ノ緒ヲ縫ノ肩上ノ左右ニカラミテ取合セテモロカキニ結ヒテ結タル輪ニツニヲ一本ヲヒトツニシテニツ折

二組テ鎧ノ脊ニ結置也下ノ緒ハ腰ヲ廻シテ前ニテ結留置ナリ故ニ馬ヲ馳セレハ自ラ風ヲ含ミテ袋ノ如クナル也又ハ下ノ緒ヲ結留ズシテ風ニ飄リタル体モ古画ニ見エタリ敵ノ飛箭キビシキ場ニ進ムニハ腰ニ留タル緒ヲ解テ保侶ヲ冑ノ上ヨリ馬ノ頭辺マテ打カブラセ保侶ノ裾ヲ弓ニテ張出シテ矢ヲ防キテカラ進ム也平家物語一ノ谷合戦ノ条ニ云熊谷平山足ヤスメ我身モ息ツカントテ引退ク時ハホロヲノカナグリ落シ又カヽル時ハホロヲカケ

右ハ伊勢家ニ傳リタル甲冑之母衣ノ事古今同カラズ古ノ事ノ内ニモ少々違フ所アル也近代ノ事ハ尤様々ナリ母衣之筋母衣骨等ノ事ハ村井昌弘ガ単騎要畧ノ被甲辨ニ載テ既ニ刊行シタレハ今是ヲ記スニ不及近代ノ事ハ変々ニ結ヲ多ク付テ其結ニ日ノ結月ノ結勝敵ノ結奮威ノ結四天ノ結中禄ノ結波不立ノ結ナドヽ云フ六ケ敷名アリ以上結ヲ多ク付ルヿハ保侶筋保侶骨ヲ図(マロ)ク包ムヘキ為ノ料ニ設ケタル者也古ノ保侶ハ筋ヲモ何ヲモ包ムヿナキ故結ヲ多ク付ルヿナシ唯上下ニ組結ヲ付ルノミ也

一参考太平記ニ長尾弾正少弼合紗ノ保侶長山遠江守ガ青和

ヌメイテカケ入云々又云梶原源太カル時ハ旗ヲサヽケ母衣ヲカケ引時ハ旗ヲマキホロヲヌキテタビ々入替々戦ケリ云々其後大草紙ニ云當時麁母衣ヲカクル事不可然事也我カ心ヲ能々二三度モ心見テ心ノ程ヲシツテカクル也ヘマ子スヘカラス但已カ先祖ノ重代ノ母衣傳タラハ母衣袋ニ入テ首ニカケヘシ云々先大日大草紙ノ意ハ母衣カケン三ハ我心ノ勇怯ヲ顧テ飛箭ヲ犯シ死戦ヲトクヘキ勇猛ノ心アラハ母衣カクヘシ又母衣カケナガラ飛箭

ノ保侶何レモ十幅一丈アリシ由見タリ両人共ニ其身長大ナリシ故左ノ如クナル大保侶ヲ掛シナルヘシ保侶ノ寸尺モ其人ノ身ノ大小ニ随テ揣應ノ分量アルヘキ也定式ハ有ヘカラス保侶ノ名義古図利用等委シキヿハ貞丈翁ノ著サレタル保侶衣推考ト云書ニアリ可見

一洗革(アラヒカハ)の證ハ洗革まておとしいろ し あらひ革のことハ皮教の敎ま委しく見るへし

一武士出行の時供の者に鑓(ヤリ)を持せる事信長秀吉の時代より合戦ニ侍ハ必鑓を以て戦ふされハ武功ニ成ゆへに

一番鑓をはなれとするなりしか故ニ常の鑓を持せるまゝ成たり室町将軍の比迄ハ京中の出行式正の時

キヒシキ場ニモ赴サ
ルハ見苦シカルベシトセ

あるは長具足持もるるあり武雑記に云ふ上下乃
時長具足持〳〵のふくなり出具足とは陣中乃の
今世ハ多ク上下の時ハ除き具足持されハ不叶事歟この風儀

一侍中間雑色軍装之制の事（サムラヒウウゲンザウシキイクサデスチ）宗五記云雑色ハ中間より下廻の者なり 今川大
草子に云ふ旗差の役の事 中間 侍の勤ハ武の道甲
征矢負て太刀帯て勤もるべし中間役の時ハ征矢を置
也雑色勤ハ三枚甲に笠頭九に小手をさすべし云〳〵是に
て考へ〳〵（中間ハ甲冑侍ニ同征矢ヲ略スル也）右に云ふ武の道とは笠ハ
對して武士の道を武の鎧と云ふ武の道と云ふ事に對する所なり〳〵
武の道と云ふの別に所なるべし

一威衣（アトシギス）とハ又ウケウラトモ云 古裳武士の道に威衣と云ふ袖革掛の
衣に紋ありて革にも革にも紋ある所〳〵位袖の衣に紋革有
威きぬ〳〵ハ別なり

一白革威古記に見侍の国小路侍に木盛綱の鎧ハ白革
威也と云白革ハ早〳〵汚れて色黒くきたなくなるなり
古このまもり〳〵なるべし右侍に木盛綱の鎧白革威にて
ハ〳〵白革にて胴板を色〳〵威毛ハ淡黄にて中
ニ所〳〵紫にて威〳〵なり（白革威ト云名古代ノ書ニ見ヘタリ）

一鎧札（ヨロヒノサネ）金札銀札赤札木古裳に八百に一ツに元の物なり
近江国板谷村来迎寺蔵十界図後三年合戦絵に金

札一ツ足元義家の瑾根札一領是元ゝ又應仁記ハ朱札
の具足と云るあり吉野山吉水院ハ瑾の内ハ朱札
一領あり中かハ古代の瑾皆黒札之者漆ハ不見あり

一
矢ハズ（ヤハズ）吉頭（カシラ）の札（サネ）黒ハ百一ツ有之ゝ吉野山吉水院ハ瑾
古瑾ハ紺糸威ハ黒札の矢筈ハ沈の瑾あり古代ハ札の形
別小札を巻武とハ中矢筈ハ遠き者の物ハ
あらさる歟

一
諸具足（モロクソク）と云ハ太刀ハ長きうゑびをつけ弓持るを法
具足と云と伊勢物語真記ハ元和又後二年合戦後
ハ中形の人足元ゝ弓瑾きゝ〻て太刀ハ長き空穂
を付弓を持り是諸具足ゝ也〻又太平記ハ関東大
勢上洛条弓小手ハ腰高にて法ゝ〻〻〻中書ハ
百人とあり是ハ小手ハ腰高にて法具
足と云ゝ何れも瑾きる時ハ法具足といます

一
こゝ元の乎出陣ハ文亀年中云旗さゝ或ハ腰さゝ〻ゝ
元ゝ〻〻〻〻とハ腰小旗ハ小き旗ゝ
上へ紐を付て腰ハ付ゝ足ハ右ゝ背旗の乎ハ
又腰ゝ〻ゝ〻〻と云乎ハ右の小さき旗ハ紐
を付て結き所あゝハ付て腰ハ付て腰ハ
ハ〻〻乎元ゝ云〻〻

一 古の侍ハ弓矢をもつて高名せ一 有武士を弓取と云ふ
後代ハ徳をもつて高名せる者徳取と云ふへき歟又
古ハ弓矢を侍の業一の道具とせる故弓矢を得成と云
也得成とハ道具の事 後代ハ徳を侍の業一の道具と
すり命徳の事を道具と云

浦上家図書之印
宮城文庫

真文雑記巻之十一

国立公文書館
National Archives of Japan